

都市道路構造物点検技術者資格認定規程

平成 28 年 2 月 3 日 首都高速道路技術センター規程第 30 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）
- 第 2 章 都市道路構造物点検技術者資格（第 4 条～第 7 条）
- 第 3 章 点検講習会及び資格認定試験（第 8 条～第 14 条）
- 第 4 章 都市道路構造物点検技術者資格認定証（第 15 条～第 18 条）
- 第 5 章 資格の更新（第 19 条）
- 第 6 章 その他（第 20 条～第 26 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 本規程は、一般財団法人首都高速道路技術センター（以下、「技術センター」という。）に設置された点検技術者資格認定委員会（以下「認定委員会」という。）が都市道路構造物点検技術者資格（以下、「本資格」という。）を有する者を認定することを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 本規程は、本資格認定に係る業務に適用する。

（認定委員会）

第 3 条 認定委員会は、本資格認定試験の公平性、有効性及び信頼性の維持と向上のため、点検講習会及び資格認定試験を実施した上で、本資格を認定する。

2 認定委員会の構成については、別途定める。

第 2 章 都市道路構造物点検技術者資格

（都市道路構造物点検技術者）

第 4 条 都市道路構造物点検技術者は、一般的な道路構造物を点検するのに必要な知識及び技術に加え、都市道路構造物の点検に特有な留意点にも精通し、点検を適切に行うことができる技術者をいう。

（資格の取得）

第 5 条 本資格を取得しようとする者は、第 3 章に規定する点検講習会を受講し、資格認定試験に合格し、認定委員会の認定を受けなければならない。

（資格の有効期間）

第 6 条 本資格の有効期間は、資格認定を受けた日から 3 年間とする。

（資格の失効）

第 7 条 次の場合には本資格を失効し、第 4 章に規定する認定証を返納する。

- 一 本資格の有効期間が終了した場合
- 二 認定証の記載事項を改ざんした場合

- 三 認定証を不正に使用した場合
 - 四 認定証を他人に使用させた場合
 - 五 その他の不正行為又は登録者本人に帰する重大な過失があった場合
 - 六 都市道路構造物点検技術者としてふさわしくない行為があった場合
- 2 前項二～六の事項に該当する場合には、認定委員会は当該対象者に対して受験の停止期間を決定し、失効者に通知することができる。

第3章 点検講習会及び資格認定試験

(点検講習会)

第8条 点検講習会は原則として毎年1回実施する。

- 2 点検講習会受講証明書の有効期間は2年間とする。

(資格認定試験)

第9条 資格認定試験は原則として毎年1回実施し、筆記試験と実技試験を行う。

- 2 筆記試験は、有効期間内の受講証明書を有する者が受験できる。
- 3 実技試験は、有効期間内の筆記試験合格証を有する者が受験できる。
- 4 筆記試験合格証の有効期間は、当該受験者が有する受講証明書の有効期間と同じとする。

(受講・受験資格)

第10条 本資格認定にあたって、別表に示す点検実務経験年数等を有する者に受講・受験の機会を与える。

(受講・受験の手続き)

第11条 点検講習会及び資格認定試験の開催概要及び受講・受験の申請方法は、技術センターホームページにて通知を行う。

- 2 受講・受験希望者は、別添様式1の受講・受験申請書により技術センター宛に申請を行う。
- 3 認定委員会管理のもと技術センターは、受講・受験資格について申請書類が要件を満足した受講・受験者の申請を受理する。なお、申請を受理した者の受講・受験番号は本人あてに通知する。

(点検講習会及び資格認定試験の内容)

第12条 点検講習会及び資格認定試験の内容は、認定委員会の審議に基づき、実施要領に定める。

(資格認定試験における失格)

第13条 資格認定試験において、試験監督員が次の行為により受験の中止又は無効を判断した場合は、試験監督員の合議により失格とする。

- 一 受験者の責任によって資格認定試験の開始及び続行が不可能な場合
- 二 受験者の不正行為を試験監督員が確認した場合
- 三 受験者自らが棄権を申し出た場合

(資格認定試験の合否判定・認定)

第14条 認定委員会は、点検講習会を受講し、資格認定試験に合格した者を都市道路構造物点検技術者資格に認定することができる。

- 2 資格認定試験の合否判定基準は、認定委員会の審議により決定する。

第4章 都市道路構造物点検技術者資格認定証

(認定証の交付)

第15条 認定委員会は、本資格の認定者に認定証を交付する。

(認定証の記載事項)

第16条 認定証には、次の事項を記載する。

- 一 氏名、写真
- 二 資格名称、認定番号
- 三 認定日、有効期間

(認定証の返納)

第17条 本資格認定者は、次の場合、認定証を速やかに認定委員会に返納しなければならない。

- 一 認定証の有効期間が終了した場合
- 二 第7条に定める事由により、資格が失効となった場合

(認定証の再交付)

第18条 認定証を汚し、損じ又は失って再交付を必要とする者は、別添様式2の資格認定証再交付申請書を認定委員会に提出しなければならない。

2 認定委員会は、認定証の再交付の申請があったときは、その内容が正当であることを資格認定者名簿により確認し、再交付に係る所要の措置を講じ、速やかに認定証を申請者に交付する。

第5章 資格の更新

(資格の更新)

第19条 本資格の更新認定を希望する者は、点検技術者資格の有効期間が終了するまでに、実務経験論文等の提出、更新者向けの講習会の受講、実技試験の受験をしなければならない。

2 認定委員会は、提出された実務経験論文等の審査を行い、更新時点検講習会の受講修了を確認するとともに、実技試験の合否を審査して更新認定を行う。

3 更新手続きに関する事項は、技術センターホームページに掲載するとともに、認定者本人あてに通知する。

第6章 その他

(変更手続き)

第20条 資格認定者に次の事項に変更が生じた場合には、別添様式3の変更届を認定委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名
- 二 現住所
- 三 勤務先
- 四 希望する連絡先

(受験の停止)

第21条 受験者が次の事項に該当する場合には、受験番号送付後であっても、認定委員会は申請のあった資格認定試験の受験を停止させる。なお、認定委員会は当該対象者に対して受

験の停止期間を決定し、受験者に通知することができる。

- 一 申請内容に虚偽の記載があった場合
- 二 試験監督者の試験開始の指示の前に、問題冊子を開き、解答を始めた場合
- 三 試験室において、他の受験者の迷惑となる行為があった場合
- 四 試験時間中に、使用を認められていない資料を使用して解答した場合
- 五 受験者としてふさわしくない行為があった場合
- 六 前記の各号に準ずる行為があった場合

(合格の取消し)

第22条 資格認定試験合格後において、下記に定める事項に該当する場合は、認定委員会の決定により受験者の合格を取消することができる。

- 一 申請内容に虚偽の記載があった場合
- 二 受験者としてふさわしくない行為があった場合
- 三 前記の各号に準ずる行為があった場合

(異議申立て)

第23条 資格認定試験の問題及び採点、合否判定、認定に係る異議申し立ては受けない。

- 2 受験者又は資格認定者は、前記以外に関して異議のある場合は、当該事由の発生から 30 日以内に認定委員会に文書をもって異議申立てを行うことができる。
- 3 本規程（都市道路構造物点検技術者資格認定規程）に係る訴訟管轄は、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所とする。

(事務局)

第24条 事務局は技術センターに設置して、資格認定に係る事務を行う。

(本規程に定めのない事項)

第25条 本規程に定めのない事項については、認定委員会の審議により決定する。

(その他)

第26条 本規程の改正及び廃止は、認定委員会の審議・承認を経て、理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成28年2月3日から施行する（平成28年2月3日理事会決議）。

別表 都市道路構造物点検技術者資格取得に必要な点検実務経験年数等

最終学歴	卒業後年数		実務経験年数※ ¹	備考
	指定学科※ ²	指定学科以外		
大学・大学院	3年以上	5年以上	3年以上	
短大・高専	5年以上	7年以上	3年以上	
高校	7年以上	9年以上	3年以上	
その他	12年以上		3年以上	

※¹ 実務経験年数： 土木構造物の点検に係る実務経験年数をいう。

※² 指定学科： 土木系学科（例えば、土木工学科、都市工学科など）をいう。

(様式1)

都市道路構造物点検技術者点検講習会・資格認定試験 受講・受験申請書

一般財団法人 首都高速道路技術センター
点検技術者資格認定委員会 宛て

下記により、都市道路構造物点検技術者の点検講習会・資格認定試験を受講・受験したいので申し込みます。

【申請日：平成 年 月 日】

フリガナ		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">写真貼付欄 ※1</div>
氏名	印	
生年月日（西暦）	年 月 日生	
最終学歴	学校名 学部学科名 卒業年月（西暦） 年 月卒	
点検実務経験年数※2	年 月	
受験票等の送付先	現住所 ・ 勤務先	平成 年 月撮影
現住所	〒 ー 電話： メールアドレス：	
勤務先	勤務先名 勤務先住所 〒 ー 電話： メールアドレス：	

※1 写真は、試験の申込前6カ月以内に撮影した正面の顔写真（脱帽）で、本人と確認できるものを貼り付けてください。（写真サイズ：縦30mm、横25mm 枠なし）

※2 点検実務経験年数は、別紙の点検実務経験確認書【兼 証明書】を添付してください。

氏名	
----	--

点検実務経験確認書【兼 証明書】

	勤務先	業務名	業務内容	点検実務期間	
				年月～年月（西暦）	年月数
点 検 実 務 経 歴				自 至	
				合 計	

【誓約欄】

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏名（署名）

印

【証明欄】

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

勤務先

事業所名

証明者役職

証明者氏名（署名）

印

資格認定証再交付申請書

一般財団法人首都高速道路技術センター
点検技術者資格認定委員会 宛て

下記により、資格認定証を滅失・き損しましたので、再交付を申請いたします。

資格認定証番号		交付年月日	
資格種別			
会社名			
氏名		生年月日	
送付先住所	〒 ー		
資格認定証を 滅失・き損した日			
資格認定証を 滅失・き損した場所			
資格認定証を 滅失・き損した事由、 または再交付を申請する事由			
(都市道路構造物点検技術者資格認定証を発見した際の返納誓約)			
上記のとおり、資格認定証を滅失しましたが、この資格認定証を発見した時は、直ちに返納いたします。なお、今後は資格認定証を滅失しないよう注意いたします。			
平成 年 月 日			
氏 名		印	

(注意事項)

- 1 滅失したための再交付申請の場合には滅失事由を明らかにする証明書（盗難・焼失・紛失証明書等）を、き損の再交付申請である時はき損となった点検技術者資格認定証を、この申請書に添付のこと。
- 2 認定証再発行のため、写真（顔の判別の付く程度）1枚を電子ファイルで事務局宛に提出してください。
(ファイルはJPEG形式カラーで、認定証番号.JPGのファイル名としてください)
- 3 認定証の再発行には、手数料として実費を請求させていただきます。

変更届

一般財団法人首都高速道路技術センター
点検技術者資格認定委員会 宛て

下記のとおり変更がありましたので、届出いたします。

資格種別			
認定証番号			
氏名 ^{※1}			
変更事項		変更前	変更後
氏名			
現住所	住所	〒	〒
	電話番号		
	メールアドレス		
勤務先	勤務先名		
	事業所名		
	部署名・役職		
	住所	〒	〒
	電話番号(内線)		
	メールアドレス		
希望する連絡先 ^{※2}		自宅 ・ 勤務先	自宅 ・ 勤務先

※1 変更届提出時の氏名をご記入ください。

※2 どちらかを○で囲んでください。

※3 変更箇所のみ記入してください。